

鶴居村強靱化計画

令和2年12月
鶴居村

【目 次】

第1章	はじめに	
1	計画の策定趣旨	2
2	計画の位置付け	3
3	強靱化計画と地域防災計画	3
第2章	鶴居村強靱化の基本的考え方	
1	鶴居村強靱化の目標	4
2	本計画の対象とするリスク	4
第3章	脆弱性評価	
1	脆弱性評価の考え方	6
2	リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定	7
3	評価の実施手順	8
4	評価結果	8
第4章	鶴居村強靱化のための施策プログラムの策定及び推進事業の設定	
1	施策プログラム策定の考え方	16
2	施策推進の指標となる目標値の設定	16
3	施策の重点化（重点化すべき施策項目の設定）	16
4	推進事業の設定	17
	【鶴居村強靱化のための施策プログラム一覧】	18
第5章	計画の推進管理	
1	計画の推進期間等	31
2	計画の推進方法	31
	【別表】 鶴居村強靱化のための推進事業一覧	32

第1章 はじめに

1 計画の策定趣旨

平成23年に発生した東日本大震災をはじめ、全国各地で発生する大規模な地震や台風等による豪雨災害、北海道内でも平成30年9月に発生した胆振東部地震の影響による北海道全域ブラックアウトなどの経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなった。

また、鶴居村においても、最大マグニチュード8.5と想定される根室沖地震が30年以内に80%、マグニチュード8.8以上とされる道東沖の超巨大地震も7～40%と高い確率で想定されているほか、過去の経験から、豪雨・豪雪などの自然災害に対する備えが喫緊の課題となっている。

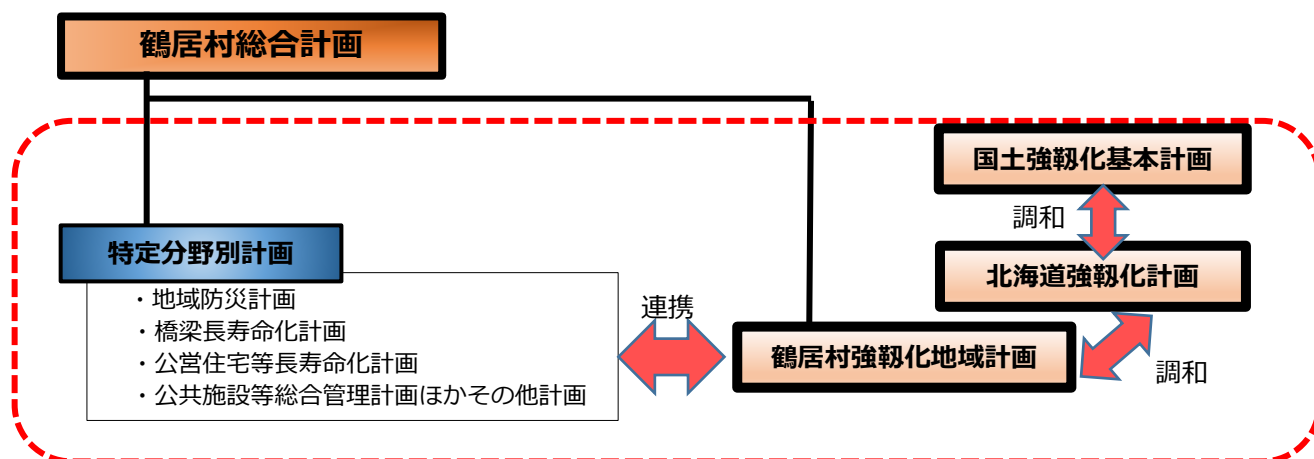
こうした中、国においては、平成25年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が施行され、平成26年6月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定され、策定から5年が経過した令和元年12月には国土強靱化を取り巻く社会情勢の変化や策定後の災害から得られた知見などを反映した基本計画の見直しとともに、計画に位置づけた重点化すべきプログラム等を推進するための「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が閣議決定された。北海道においても、高い確率で発生が想定されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をはじめ、火山噴火や豪雨・豪雪などの自然災害リスクに対する取組を進め、北海道の強靱化を図るための地域計画として、平成27年3月に「北海道強靱化計画」を策定したところであり、5年が経過した令和2年3月には直近の自然災害から得られた知見などを踏まえ改定がなされるなど、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されてきた。

本村における自然災害に対する脆弱さを見つめ直し、鶴居村の強靱化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から村民の生命・財産を守り、本村の持続的な成長を実現するために必要であるのみならず、国・北海道全体の強靱化を進める上でも不可欠な課題であり、国、北海道、民間事業者、村民等の総力を結集し、これまでの取組を更に加速していかなければならない。

こうした基本認識のもと、鶴居村における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「鶴居村強靱化計画」を策定する。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靱化に関係する部分について地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものと位置付けられている。このため、鶴居村総合計画や他の分野別計画と連携しながら、重点的・分野横断的に推進する計画として、防災計画や産業、エネルギー、まちづくり、交通等の国土強靱化に関連する部分の施策と連携しながら、長期的な視点に立って一体的に推進する。



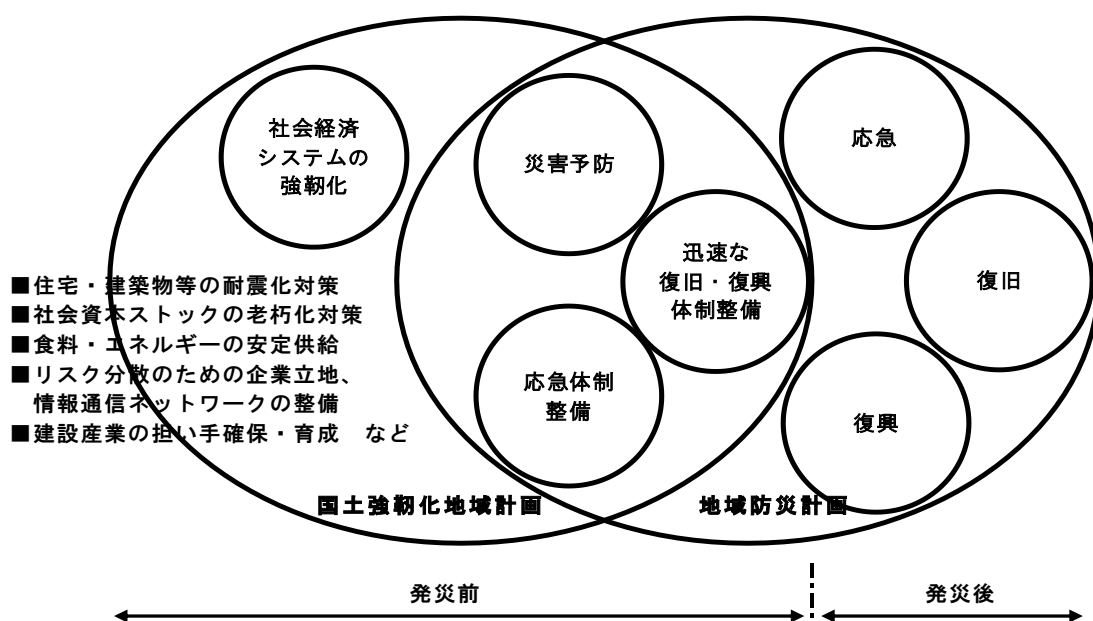
3 強靱化計画と地域防災計画

強靱化地域計画

あらゆる大規模自然災害等に備えるため、「事前防災・減災」と「迅速な復旧・復興」に資する施策を、総合的な取組としてとりまとめるもの。

地域防災計画

地震や洪水などの「リスク」を特定し、そのリスクに対する対応を取りまとめたもの。



第2章 鶴居村強靱化の基本的考え方

1 鶴居村強靱化の目標

鶴居村強靱化の意義は、大規模自然災害から村民の生命・財産を守り、本村の重要な社会経済機能を維持することに加え、本村がもつポテンシャルを活かしたバックアップ機能を強化し、国及び北海道全体の強靱化に積極的に貢献していくことにある。

また、本村の強靱化は、大規模自然災害への対応を見据えつつ、産業、交通、エネルギー、まちづくりなど幅広い分野における機能の強化を平時の段階から図ろうとする取組である。こうしたことから、人口減少対策や地域活性化など本村が直面する平時の政策課題にも有効に作用し、本村の持続的成長につながるものでなければならない。

これらを踏まえ、鶴居村強靱化を進めるに当たっては、国の基本計画に掲げる「人命の保護」、「国家及び社会の重要な機能の維持」、「国民の財産及び公共施設の被害の最小化」、「迅速な復旧復興」という4つの基本目標や、北海道強靱化計画に掲げる「生命・財産と社会経済システムを守る」「北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献する」「持続的成長を促進する」という3つの目標に配慮しつつ、次の3点を鶴居村独自の目標として掲げ、関連施策の推進に努めるものとする。

鶴居村強靱化の目標

- (1) 大規模自然災害から村民の生命・財産と鶴居村の社会経済システムを守る
- (2) 鶴居村の強みを生かし、国・北海道全体の強靱化に貢献する
- (3) 鶴居村の持続的成長を促進する

2 本計画の対象とするリスク

鶴居村強靱化の対象となるリスクとしては、「北海道強靱化計画」が首都直下地震や南海トラフ地震など、広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を対象としていることなども踏まえ、本計画においても大規模自然災害を対象とする。

また、大規模自然災害の範囲については、目標(1)に掲げる「大規模自然災害から村民の生命・財産と鶴居村の社会経済システムを守る」という観点から、鶴居村に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般とし、また、目標(2)に掲げる「国・北海道全体の強靱化に貢献する」という観点から、村外における大規模自然災害についても、本村として対応すべきリスクの対象とする。

本計画で想定する主な自然災害リスクについて、過去の被害状況や発生確率、被害想定など災害事象ごとの概略を以下に提示する。

2-1 鶴居村における主な自然災害リスク

(1) 地震

- 太平洋沖における海溝型地震
 - ・ 根室沖における 30 年以内に M7.8～8.5 程度の地震発生確率は、80%程度（H30 年 2 月地震調査研究推進本部長期評価）
 - ・ 千島海溝沿いにおける 30 年以内に M8.8 以上の超巨大地震の発生確率は、7%～40%（H30 年 2 月地震調査研究推進本部長期評価）

(2) 豪雨／暴風雨

- 北海道東部への台風接近数は比較的少ないが、土壌凍結期である 3 月の大雨による浸水被害等が発生

(3) 豪雪／暴風雪

- 積雪寒冷地域である北海道では、大雪や雪崩、吹雪による交通障害、家屋の倒壊、人的被害が頻繁に発生
- 2013 年には、道東を中心とした暴風雪により、9 名の死者が発生

2-2 村外における主な自然災害リスク

(1) 首都直下地震

- 発生確率 …… M7 クラス、30 年以内に 70%
- 被害想定 …… 死者 2.3 万人、負傷者 12.3 万人、避難者 720 万人、建物全壊 61 万棟、経済被害 95.3 兆円、被害範囲 1 都 8 県

(2) 南海トラフ地震

- 発生確率 …… M8～9 クラス、30 年以内に 70～80%程度
- 被害想定 …… 死者 23.1 万人、負傷者 52.5 万人、避難者 880 万人、建物全壊 209.4 万棟、経済被害 213.7 兆円、被災範囲 40 都府県（関東、北陸以西）

首都直下型地震や南海トラフ地震等、道外における大規模自然災害の発生による間接的な経済損失等が想定される。

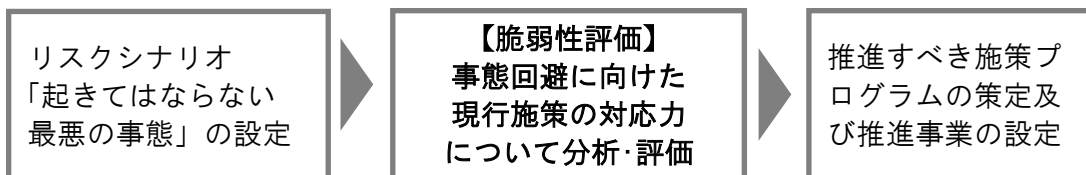
第3章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下、「脆弱性評価」という。）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、国の基本計画や北海道強靱化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

鶴居村としても、本計画に掲げる鶴居村強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施した。

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



【脆弱性評価において想定するリスク】

- ・ 過去に村内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、鶴居村に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般をリスクの対象として、評価を実施
- ・ また、国土強靱化への貢献という観点から、村内の大規模自然災害に加え、首都直下地震や南海トラフ地震など道外における大規模自然災害のリスク低減に向けた本村の対応力についても、併せて評価

2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画や北海道強靱化計画で設定されている「事前に備えるべき目標」、及び「起きてはならない最悪の事態」をもとに、積雪寒冷など鶴居村の地域特性等を踏まえるとともに、施策の重複などを勘案し、「最悪の事態」区分の整理・統合・絞り込み等を行い、鶴居村の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオとして、7つのカテゴリーと17の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

【リスクシナリオ 17の「起きてはならない最悪の事態」】

カテゴリー		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1	人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
		1-2 異常気象等による突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-3 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
		1-4 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大
		1-5 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大
2	救助・救急活動等の迅速な実施	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
		2-2 消防、警察等の被災等による救助・救急活動の停滞
		2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺
3	行政機能の確保	3-1 道内外における行政機能の大幅な低下
4	ライフラインの確保	4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止
		4-2 食料の安定供給の停滞
		4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止
		4-4 村外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
5	経済活動の機能維持	5-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
6	二次災害の抑制	6-1 農地・森林等の被害による国土の荒廃
7	迅速な復旧・復興等	7-1 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
		7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊

3 評価の実施手順

前項で定めた17の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行った。

評価に当たっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状の数値データを収集し、参考指標として活用した。

4 評価結果

評価結果は次のとおり。

(1) 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

【評価結果】

（住宅、建築物等の耐震化）

- 小・中学校をはじめ、災害時に避難場所や救護用施設として利用される施設の耐震化は完了している。

（建築物等の老朽化対策）

- 公共建築物の老朽化対策については公共施設等総合管理計画に基づき、維持管理や保守、更新等、必要な取組を進めているが、今後、更新時期を迎える建築物が見込まれることから、各施設管理者が個別施設ごとの長寿命化計画等を策定し、トータルコストの平準化を図りながら計画的な維持管理・更新等を行う必要がある。
- 村内の公営住宅の約30%が耐用年限を経過しており、膨大な老朽ストックの計画的な建替え、改善等を実施する必要がある。

（避難場所の指定・整備・普及啓発）

- 現在、指定緊急避難場所及び指定避難場所が設定されているが、指定された避難所の整備の水準や収容人数、安全性、管理の水準など、その適切性について不断の見直しを行う必要がある。
- 災害時の速やかな避難所設置・円滑な運営に向けて、庁内各課が連携を図り、避難所に必要な設備の整備を進めるとともに、避難所運営マニュアルの整備や厳冬期を想定した実践的な訓練の実施などにより、「自助」「共助」の取組が最大限発揮できるよう促すことが必要である。
- 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るために必要な福祉避難所としてほのぼのセンターを指定している。なお、開設状況や避難方法に関して要配慮者への情報伝達体制の構築を進めるとともに、福祉避難所の対象者や位置付け等に関し住民への普及啓発に取り組む必要がある。
- 災害時の避難場所として活用される公共建築物、備蓄倉庫等について、耐震改修なども含め整備が行われているが、引き続き地域の実情に応じた施設整備を促進する必要がある。

（緊急輸送道路等の整備）

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国や北海道と連携を図り整備を推進する必要がある。

（その他）

- 火災の未然防止や被害低減を図るため、引き続き関係機関が連携した火災予防に関する啓発活動や防火設備の設置促進、危険物施設の安全確保などの取組を推進する必要がある。

1-2 異常気象等による突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水

【評価結果】

（防災ハザードマップの情報更新）

- 浸水想定区域図を活用した防災ハザードマップを作成している。今後は、ハザードマップを活用した防災訓練等を実施する必要がある。

（河川改修等の治水対策）

- 道の管理河川において、洪水を安全に流下させるための河道の掘削、築堤の整備などの治水対策を行ってきたが、今後一層の効果的、効率的な整備を進める必要がある。

（河川管理施設の老朽化対策）

- 道では河川管理施設について、老朽施設の補修等を計画的に行っているが、施設設置後の経過年数により老朽施設が増している状況にあることから、長寿命化計画に基づく計画的な老朽化対策や施設の適切な維持管理が必要である。

1-3 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

【評価結果】

（暴風雪時における道路管理体制）

- 通行規制や復旧見込みの情報など、各道路管理者（国、道、村）が連携し、地域住民のほか海外からの観光客を含め、きめ細やかに提供する必要がある。

（防雪施設の整備）

- 各道路管理者（国、道、村）においては、道路防災総点検を踏まえた要対策箇所を中心に、防雪柵や雪崩予防柵など必要な防雪施設の整備を重点的に進めている。今後、気象条件の変化により新たな対策が必要な箇所が生じる可能性があることから、今後一層の効果的な整備を進めていく必要がある。

（除雪体制の確保）

- 各道路管理者（国、道、村）において管理道路の除排雪事業を進めているほか、豪雪等の異常気象時においては、各管理者による情報共有や相互連携を強化するなど、円滑な除雪体制の確保に努めているが、各管理者における財政事情や除雪機械の老朽化のほか、排雪の堆積場の確保など、安定的な除雪体制を確保する上で多くの課題を抱えており、これらの課題を踏まえた総合的な対策が必要である。

1-4 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

【評価結果】

（冬季も含めた帰宅困難者対策）

- 災害時の公共交通機関の運行停止による帰宅困難者の発生のほか、積雪・低温など北海道の冬の厳しい自然条件を踏まえ、地域における移動困難者対策が必要であり、一時待避所の確保とその周知・啓発など、冬季も含めた帰宅困難者の避難対策の取組を進める必要がある。

（積雪寒冷を想定した避難所等の対策）

- 積雪や低温など北海道の冬の厳しい自然条件下での災害を想定し、停電時でも使用可能な暖房器具や発電機、水道凍結時でも使用可能なトイレの備蓄整備などについて、民間事業者とも連携しながら避難所等における防寒対策に取り組む必要がある。

1-5 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

【評価結果】

（住民に対する情報伝達）

- 避難勧告等の発令基準について住民周知を図る必要がある。
- 情報伝達には、ＩＰ告知端末機を活用しているが、大規模な長時間停電が発生した場合には情報伝達が不可能になることから、情報伝達手段の多重化の対策や広報車による情報伝達等も必要である。
- 災害関連情報を確実に収集し、警察・消防を含む関係機関と共有するために必要な情報基盤の整備を促進する必要がある。
- 村はデマや根拠の無い情報により住民に不安等を与えないよう、警察や関係機関、報道機関と連携を図り、迅速で正確な情報発信が可能となる体制を構築する必要がある。

（外国人、観光客、高齢者等の要配慮者対策）

- 災害発生時において、外国人を含む住民や観光客の安全を確保し、迅速かつ正確な情報提供や避難誘導などを行うため、多言語による災害情報の提供や相談窓口の強化など、受入体制の整備が必要である。また、災害時も含め外国人観光客等の移動の利便性を確保するため、英語表記やピクトグラム表記の道路案内標識等の整備が必要である。
- 災害発生時の避難等に支援を要する要介護高齢者や障がい者などに対する避難誘導などの支援を迅速かつ適切に行うため避難行動要支援者名簿の作成と、災害時に村をはじめ消防団や自治会など地域住民が名簿を活用して避難が進むよう体制の整備が必要である。

（防災教育推進）

- 防災教育の推進に向けては、住民、企業、関係団体などと連携し、災害から命を守るための「自助」の意識醸成を図るため、あらゆる機会を活用し厳冬期も想定した防災教育や啓発に取り組む必要がある。
- 学校教育においては、体験型防災教育「防災宿泊訓練」などを通じ、学校関係者及び児童生徒の防災意識の向上に向けた取組を進めているが、今後、地域・学校の実情に応じた実践的な避難訓練の実施など、一層の効果的な取組を行う必要がある。

(2) 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

【評価結果】

(支援物資の供給等に係る連携体制の整備)

- 地域防災計画に基づき、物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策に必要な各分野において、村、民間企業・団体等がそれぞれの間で応援協定を締結しているが、災害時において、これらの協定の実効性を確保するためにも、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜行うとともに、協定締結機関や団体、住民が参加する防災訓練など平時の活動を活発に行う必要がある。
- 災害時に被災地へ円滑な物資供給を行うため、支援物資の経費負担や調達方法を事前に確認するとともに、支援物資のリスト化を図り、種類や数量を情報共有できる体制を構築するなど、村、事業者が連携した物資調達・輸送の仕組みを整備する必要がある。

(非常用物資の備蓄促進)

- 家庭や企業等においては、被害想定や冬期間の対応なども想定し、最低3日分、可能であれば1週間分の食料や飲料水、生活必需品の備蓄や非常用電源を確保することが重要であることから、自発的な備蓄等を促進するため啓発活動に取り組む必要がある。
- 財政負担の軽減にも配慮しながら、村の非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取組を促進するほか、要配慮者向け物資等の備蓄や支援物資に係る協定の重要性を周知するとともにその充実を図っていく必要がある。

2-2 消防、警察等の被災等による救助・救急活動の停滞

【評価結果】

(合同訓練などの連携体制整備)

- 地域防災計画の推進や総合防災訓練などの実施により、防災訓練などの機会を通じ、消防、警察、自衛隊など関係機関相互の情報共有・連携体制を強化し、災害対応の実効性を高めていく必要がある。

(救急活動等に不可欠な情報基盤、資機材の整備)

- 警察、消防の災害対応能力強化のため災害用資機材の整備を図る必要がある。加えて消防団の装備の充実について促進する必要がある。

2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺

【評価結果】

(防疫対策)

- 災害時における感染症の発生や拡大を防ぐための消毒等を速やかに行う体制を整備するとともに、定期的な予防接種の実施や避難場所における污水対策など、災害時の防疫対策を推進する必要がある。

(避難所等の生活環境の改善、健康への配慮)

- 避難所における良好な生活環境を確保するため、避難者の健康面に配慮した食事の提供や段ボールベッドなど生活環境の改善に必要な備品等の整備を進めるとともに、トイレ環境の向上を図ることが必要である。また、車中など避難所以外への避難者への対応を検討する必要がある。

(災害時における福祉的支援)

- 被災した社会福祉施設等の入居者の避難先確保や人的・物的支援をさらに充実する必要がある。

(3) 行政機能の確保

3-1 道内外における行政機能の大幅な低下

【評価結果】

(災害対策本部機能等の強化)

- 防災訓練などを通じ、災害対策本部機能や実施体制の検証を行うなど、効果的なフォローアップを行う必要がある。また、地域防災計画や業務継続計画の見直しなどを通じ、災害対策本部体制の機能強化を図る必要がある。
- 東日本大震災の経験を踏まえ、市町村における消防団活動・安全マニュアルの策定が求められており、現在、約8割の自治体で策定が進んでいるが、引き続き策定の支援を行う必要がある。また、消防団は、地域防災の中核的な存在として、消火活動や水防活動をはじめ、大規模災害時における住民の避難誘導や災害防御など重要な役割を担っているが、道内では団員数が年々減少しており、地域の防災力・水防力の維持・強化には、地域住民の消防団活動の理解と活動への参加促進を図る必要がある。
- 災害対応の拠点となる行政機関の施設については、非常用電源設備の整備と概ね72時間は非常用電源が稼働できるよう十分な燃料の備蓄をしておく必要がある。また、停電時には、被災者に対し庁舎等を開放し、電源の提供に努める必要がある。

(業務継続体制の整備)

- 業務継続体制については、業務全体を対象とした継続体制を整備している自治体が少ないことから、情報提供などを通じ業務継続体制の整備を促進する必要がある。

(IT 部門における業務継続体制の整備)

- 災害時においても、村の業務を遂行する上で重要な役割を担う情報システムの機能を維持・継続するため、重要システムに係るサーバーのデータセンターへの移設などの取組を計画的に進める必要がある。
- 業務遂行の重要な手段として利用されている ICT 機器や情報通信ネットワークの被災に備え、ICT 部門の業務継続計画 (ICT-BCP) の策定を促進する必要がある。

(道内外の自治体との応援・受援体制の整備)

- 大規模災害が発生した際の災害応急体制の確保を図るため、被災市区町村応援職員確保システムや全国知事会による応援協定等の効果的な運用方法の検討とともに、円滑な相互応援を実施するための応援・受援体制の構築を図る必要がある。
- 他の自治体から円滑に応援職員を受け入れるため、あらかじめ依頼すべき業務等の明確化や非常時優先業務等の選定を行うなど、受援体制を構築しておく必要がある。

(4) ライフラインの確保

4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

【評価結果】

(再生可能エネルギーの導入拡大)

- 本村に豊富に賦存する再生可能エネルギーのポテンシャルを踏まえると、再生可能エネルギーの導入は今後更なる拡大が期待できることから、エネルギーの地産地消など関連施策の推進を加速する必要がある。

(電力基盤等の整備)

- 被災による停電時には、分散型電源としての電力供給機能のほか、廃熱利用による暖房や冷房等の機能も有するコージェネレーションシステム（熱電併給）の導入を推進する必要がある。

(電気事業者等との連携)

- 胆振東部地震に伴う大規模停電を踏まえ、電力需給の安定や再生可能エネルギーの開発・導入に向け、国や道、電気事業者等との連携を強化する必要がある。

(避難所等への石油燃料供給の確保)

- 災害時において緊急車両や避難所等に石油燃料供給を安定確保するため、石油販売業者の団体や石油元売団体との間で協定や覚書を締結する必要がある、本協定等が災害時に有効に機能するよう、平時からの情報共有など連携強化を図る必要がある。

4-2 食料の安定供給の停滞

【評価結果】

(食料生産基盤の整備)

- 北海道の農業は高い食料供給力を持っており、大規模災害により、その生産基盤が打撃を受けた場合、本道のみならず全国の食料需給に甚大な影響を及ぼすことが危惧される。また、平時はもとより、道外での大規模災害時においても、被災地をはじめ全国への食料供給を安定的に行うという重要な役割を担うことが求められる。こうした事態に備え、村としても耐震化や老朽化対策などの防災・減災対策も含め、農地等の生産基盤の整備を着実に推進する必要がある。

(農業の体質強化)

- 現在、本村の農業は、担い手不足などの大きな課題を抱えており、災害発生時を含め、国全体の食料の安定供給に将来にわたって貢献をしていくためには、経営安定対策や担い手の育成確保のほか、新たな技術の活用など、本村農業の持続的な発展につながる取組を効果的に推進する必要がある。

(道産食料品の販路拡大)

- 大災害時において食料の供給を安定的に行うためには、平時においても一定の生産量を確保していくことが必要であり、食の高付加価値化とブランド化などによる販路の開拓・拡大、農産物の輸出拡大の取組など、食関連産業のさらなる成長につながる取組を推進する必要がある。

4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

【評価結果】

(水道施設の耐震化、老朽化対策等)

- 災害時においても給水機能を確保するため、配水池や配水管路、浄水場など水道施設の耐震化などの老朽化対策を計画的に進め、整備を促進する必要がある。また、今後、更新期を迎える施設については、施設の重要度や劣化度合のほか今後の水需要などを考慮した施設の更新や維持管理など老朽化対策を促進することが必要である。

(水道施設の防災機能の強化)

- 水道施設が地震などにより被災した場合に備え、応急給水体制の整備を進め、防災機能の強化を図るとともに、災害対応を担う人材の育成を行う必要がある。

(農業集落排水施設等の耐震化、老朽化対策等)

- 農業集落排水施設については、機能診断を実施済みであり、これに基づく計画的な老朽化対策等を実施する必要がある。
- 浄化槽については、合併処理浄化槽設置助成を継続する必要がある。

4-4 村外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

【評価結果】

（北海道新幹線の整備）

- 本州方面への食料供給に欠かせない貨物鉄道輸送の機能性・安全性を確保しながら、新幹線の高速走行を実現するため、青函共用走行区間の走行問題に関する抜本的解決を早期に図る必要がある。

（高規格幹線道路を軸とした道路ネットワークの整備）

- 北海道の高規格幹線道路の供用率は、北海道を除く全国の 88%（2018）に比べ 64%（2018）と大幅に遅れており、県庁所在地に匹敵する人口 10 万人以上の函館市、釧路市、北見市が未だネットワーク化されていない状況にある。道内のみならず道外被災地への物資供給や人的支援を迅速に行うためにも道内の主要都市間を結ぶ高速交通ネットワークの整備を早期に進める必要がある。
- 大災害時に、被災地からの避難や被災地への物資供給、救援救急活動などを迅速に行うためには、広域交通の分断を回避し、防災拠点間を結ぶ移動の代替性を確保することが重要であり、高規格幹線道路と中心市街地をつなぐアクセス道路の整備のほか、地域間を連結する地域高規格道路や緊急輸送道路、避難路等のネットワーク化を進める必要がある。

（道路施設の防災対策、耐震化、老朽化対策）

- 土砂崩れなどの要対策箇所について、順次、対策工事を実施しているところであり、今後も、引き続き計画的な整備を行う必要がある。また、橋梁の耐震化についても、災害時に重要となる避難路上などの橋梁について、重点的に対策工事を実施しており、引き続き計画的な整備を行う必要がある。
- 橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策については、着実な整備を推進するとともに、その他の各道路施設についても、計画的な更新を含めた適切な維持管理を実施する必要がある。
- 森林施業等の効率的な実施を目的に整備された林道、林道橋については、一部が生活道路や緊急時の迂回路などの機能を有していることから、施設点検・診断に基づく機能保全対策を適切に推進する必要がある。

（空港の機能強化）

- 災害時において、人員などの輸送拠点として重要な役割を道内の空港が担うためには、平時より、新千歳空港の国際拠点空港化、たんちよう釧路空港の機能向上に向けた施設整備などが必要である。特に、近年、訪日外国人来道者の増加に対応したC I Q体制の整備など、受入体制の充実・強化が求められている。

（航空ネットワークの維持・拡充）

- 広域分散型の北海道では、人員の移動や物資の輸送において、航空路線は欠くことのできない重要な役割の一つであるため、地元市町村をはじめ、S P C等との適切な連携、役割分担のもと、航空ネットワークを構成する国際・国内・道内の各航空路線の維持・拡充を図る必要がある。

（鉄道施設の耐震化）

- 発災時における鉄道利用者の安全性の確保及び救援物資等の大量輸送に必要な鉄道機能を維持するため、鉄道事業者による駅舎や高架など鉄道施設の耐災害性の確保のほか、国、道、市町村、鉄道事業者との適切な役割分担のもと、持続的な鉄道網の確立に向けた取組を検討する必要がある。

（災害時における多様な交通手段の活用）

- 災害発生時に鉄道や自動車を利用できない時、自転車交通需要が急増することを考慮する必要がある。

(5) 経済活動の機能維持

5-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

【評価結果】

(本社機能や生産拠点等の立地)

- 近年、全国的に相次ぐ自然災害や、人手不足の深刻化などにより、企業の事業継続に関するリスクマネジメントへの意識が高まる中、首都圏等に立地する本社機能の移転やサプライチェーンの多重化・分散化の動きが活発化しており、こうした潮流を踏まえ、リスク分散に適した本村の優位性を活かすとともに、企業のニーズに応じた支援の検討などオフィスや生産拠点の本村への立地を促進するための取組を強化する必要がある。
- データセンターの誘致については、近年、全国的に積極的に展開されており、地域間競争が激しさを増している中、冷涼な気候や首都圏等との同時被災の可能性が少ないことなど、データ保管に適した本村の特性を積極的に発信するなど、データセンター等の立地に向けた取組を強化する必要がある。また、データセンターの集積には、安定的かつ大容量な高速専用回線が必要不可欠であり、強靱かつ冗長的な情報通信インフラ環境を確保する必要がある。
- 災害による企業の不安や立地意欲の影響を解消するため、復旧状況や電力の安定供給などについての正確な情報を道外の企業に向けて積極的に発信する必要がある。

(企業における事業継続体制の強化)

- 中小企業の業務継続計画の策定を促進するため、引き続き国の共通ガイドラインや各業種・業態に合わせた策定マニュアルについて普及啓発を図り、計画策定を支援する必要がある。

(6) 二次災害の抑制

6-1 農地・森林等の被害による国土の荒廃（道内）

【評価結果】

(森林の整備・保全)

- 大災害等に起因する森林被害による国土の荒廃は、国全体の強靱化に大きな影響を与える大きな問題となる。このため、大雨や地震等の災害時における土砂等の流出や表層崩壊など山地災害を防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する必要がある。
- 災害時における森林の多面的機能の継続的な発揮を図るため、エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を進める必要がある。

(農地の保全管理)

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域の共同活動等による農地等の地域資源の適正な保全管理を推進する必要がある。

(7) 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

【評価結果】

(災害廃棄物処理計画の策定)

- 早期の復旧・復興の妨げとなる大量の災害廃棄物を迅速に処理するため、「災害廃棄物処理計画」の策定を促進する必要がある。

(仮設住宅等の迅速な確保)

- 被災者の住まいの迅速な確保、生活再建のため、復旧、復興のための土地の確保や住家の被害認定調査などの業務に関し、国及び道等と連携しながら、研修等を通じ職員の能力向上を図る。

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊

【評価結果】

(災害対応に不可欠な建設業との連携)

- 村と建設業協会において、「災害時応急活動等の協力に関する業務基本協定書」を締結しているが、大規模災害の発生により、職員等の人員が極度に不足する場合にあっても、人命救助のための障害物の除去や道路交通の確保などの応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、建設業とのより一層の連携や専門的技術等の活用を図る必要がある。

(職員による応援体制)

- 被災市町村への職員の相互応援体制の強化を図る必要がある。

(地域コミュニティ機能の維持・活性化)

- 人口減少と高齢化に伴い生活機能の低下や交通手段の不足など問題が生じている集落については、集落機能の維持・確保に向けて、地域の実情に即した集落対策を実施する必要がある。

第4章 鶴居村強靱化のための施策プログラムの策定等

1 施策プログラム策定の考え方

第3章に示した脆弱性評価の結果を踏まえ、鶴居村における強靱化施策の取組方針を示す「鶴居村強靱化のための施策プログラム」を策定する。

施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、本村のみならず国、道、民間それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携のもとで行う。

また、取り組むべきリスク回避のために、施設の整備・耐震化、代替施設の確保等の「ハード対策」のみではなく、情報・訓練・防災教育をはじめとした「ソフト対策」を組み合わせ、17の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに取りまとめる。

2 施策推進の指標となる目標値の設定

施策推進に当たり、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、可能な限り数値目標を設定する。

なお、本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、北海道や国が推進主体となる施策も数多くあることなどから、経年的な事業量等を積み上げた精緻な指標ではなく、施策推進に関わる国、道、市町村、民間等の各関係者が共有する「努力目標」として位置付ける。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ目標値の見直しや新たな設定を行う。

3 施策の重点化（重点化すべき施策項目の設定）

施策推進に必要な財源の制約があることから、本計画の実効性を確保するため、優先順位を考慮した施策の重点化を図る必要がある。

第5次鶴居村総合計画である『つるい未来創造プラン』で掲げる「安心・安全で快適に暮らせるむらづくり」という基本目標の1つの実現を図るとともに、鶴居村の強靱化を北海道・国の強靱化へとつなげるため、つるい未来創造プランの方向に沿った取組や、「北海道強靱化計画」で示された重点化項目と調和を図りながら、緊急性や優先度を総合的に判断し、重点化すべき施策項目を設定した。

4 推進事業の設定

施策推進に必要な各事業のうち、鶴居村が主体となって実施する事業を設定し、個別の箇所・地区等については事業内容とともに別表に整理する。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ推進事業の見直しや新たな設定を行う。

【鶴居村強靱化のための施策プログラムの策定及び推進事業一覧】

- ・ 脆弱性評価において設定した17の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、事態回避に向け推進する施策プログラムを策定し掲載
- ・ 当該施策プログラムの推進に関わる取組主体（国、道、市町村、民間の4区分）を末尾に〔 〕書きで記載
- ・ 施策プログラムは複数の「最悪の事態」に対応するものも多くあるが、最も関わりのある「最悪の事態」に掲載することとし、再掲はしていない。

1. 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

（住宅・建築物等の耐震化）

- 住宅及び耐震診断が義務付けられているホテルや旅館など民間の大規模建築物の耐震診断や改修等に係る支援制度の周知を図り、耐震化を促進する。〔国、道、村、民間〕
- 近年急増する外国人を含む観光客に対する安全を確保するため、観光施設や文化財などの耐震化を促進する。〔国、道、村、民間〕
- 学校施設、医療施設、社会福祉施設など、多くの住民等が利用する公共施設等について、各施設管理者等による耐震化を促進する。〔国、道、村、民間〕

（建築物等の老朽化対策）

- 公共建築物等の老朽化対策について、各施設管理者が策定する個別施設ごとの長寿命化計画等に基づいて、計画的な維持管理や施設の更新を実施する。〔国、道、村〕
- 民間建築物の老朽化対策について、国の支援制度の活用などを通じ、既存建築物の不燃化や空き家の有効活用等の促進を図る。〔国、道、村、民間〕

（避難場所等の指定・整備・普及啓発）

- 災害対策基本法に基づいて指定される指定緊急避難場所や指定避難所について、整備の状況や収容人数、安全性、管理の状況など、その適切性を確保するため、不断の見直しを行うとともに、地域の実情に応じた避難所運営マニュアルを作成し、自主防災組織等の住民が主体となった運営体制の構築に向けた支援を実施する。〔道、村〕
- 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るため、福祉避難所の指定や機能整備を促進するとともに、住民等に対し福祉避難所に関する情報の周知に取り組む。〔道、村、民間〕
- 災害時の避難場所として活用される公共建築物や備蓄倉庫等について、耐震改修なども含め実情に応じた施設整備を計画的に促進する。〔国、道、村〕

（緊急輸送道路等の整備）

- 救急救援活動などに必要な緊急輸送道路や避難路等について、計画的な整備を推進する。[国、道、村]

（防火対策・火災予防）

- 消防法令違反の是正や住宅用火災警報器設置による防火対策の強化とともに、火災予防運動を通じた啓発活動など火災予防の取組を促進する。[国、道、村]

《指 標》

庁舎等の耐震化率	100%（2020）	→	現状維持
多数の者が利用する建築物の耐震化率	100%（2020）	→	現状維持
公立小中学校の耐震化率	100%（2020）	→	現状維持
指定緊急避難場所の指定状況	6箇所（2020）	→	現状維持
指定避難所の指定状況	14施設（2020）	→	現状維持

1-2 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水

（洪水・内水ハザードマップの作成）

- 洪水ハザードマップ等作成の基礎資料となる想定最大規模降雨に基づく洪水浸水想定区域図について、河川整備の進捗等に応じた見直しを適時に実施し、洪水ハザードマップや水害対応タイムラインの作成、これらを活用した防災訓練等の実施を促すとともに、避難の実効性を高めるための情報発信の強化を進める。[国、道、村]
- 防災ハザードマップに基づく防災訓練の実施を促進する。[道、村]

（河川改修等の治水対策）

- 河道の掘削、築堤、遊水地の整備などの治水対策について、近年の大雨災害等を勘案した重点的な整備を推進する。[国、道]
- 樋門等の河川管理施設について、それぞれの必要な治水機能を確保するため、個別施設の長寿命化計画等に基づき、施設の改良整備や老朽化対策、施設の維持管理を適切に実施する。[国、道]

《指 標》

防災ハザードマップの作成	2019 更新→ 随時更新
--------------	---------------

1-3 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

（暴風雪時における道路管理体制の強化）

- 暴風雪時において、通行規制等のリアルタイム情報を関係機関が迅速に共有し、地域住民や外国人を含む観光客等への情報伝達を円滑に実施するための体制強化を図るとともに、優先的に通行を確保する路線の設定や暴風雪に関する平時からの意識啓発を推進する。[国、道、村]
- 防雪柵などの対策工事を重点的に実施するとともに、気象条件の変化により新たな対策が必要な箇所等の把握に努めるなど、計画的な施設整備を推進する。[国、道、村]

（除雪体制の確保）

- 各道路管理者の管理水準に基づく適切な除排雪を推進するとともに、豪雪等の異常気象時に備え、道路管理者間の情報共有を図り、除雪車両や雪堆積場の迅速な確保など相互支援体制を強化する。また、冬期間の災害による被害の拡大を防ぐため、緊急輸送道路や避難路の除雪を強化する。[国、道、村]
- 将来的にも安定的な除雪体制の確保が図られるよう、除雪機械の計画的な更新、増強を図る。[国、道、村、民間]

《指 標》

除雪車両（村所有）	5台（2020）→ 現状維持
-----------	----------------

1-4 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

（積雪寒冷を想定した避難所等の対策）

- 村が設置する避難所等における防寒対策として、停電時でも安全に使用できる暖房器具や発電機、携帯用トイレなどの備蓄を促進する。[道、村]
- 厳冬期特有のリスクを想定した避難訓練や避難所運営訓練、防災教育を通じた普及啓発を促進する。[道、村]

《指 標》

暖房器具備蓄数	10個（2020）→ 現状維持
発電機備蓄数	11台（2020）→ 現状維持
携帯用トイレ備蓄数	205個（2020）→ 現状維持

1－5 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

（関係機関の情報共有化）

- 災害情報に関する関係機関の情報共有と住民への迅速な情報提供を図るため、北海道防災情報システムの効果的な運用を図るとともに、災害対策本部への連絡員の派遣など関係機関相互の連絡体制を強化する。[国、道、村、民間]
- 災害対策に必要な監視カメラ画像や雨量・水位、通行止め等に関する情報を関係機関がリアルタイムで共有する各種システムについて、一層の効果的な運用に向け、観測体制の充実と老朽機器の計画的な更新を推進する。[国、道、村]
- 災害時における行政機関の通信回線を確保するため、道と村を結ぶ総合行政情報ネットワークの停電時対策や計画的な更新、衛星携帯電話の整備を促進するなど、通信手段の多重化を促進する。[道、村]

（住民等への情報伝達体制の強化）

- 災害時に住民が安全な避難行動をとれるよう、各種災害に係る避難勧告等の発令基準について住民周知を図る。[道、村]
- 住民等への災害情報の伝達に必要なＩＰ告知端末機の適正な管理とともに、防災等に資する公衆無線ＬＡＮ機能の整備、北海道防災情報システムとＬアラート（災害情報共有システム）の連携強化と職員の操作能力の向上、災害情報伝達手段の多重化を促進する。[国、道、村、民間]
- 国民保護法に基づく安否情報システムの有効活用を含め、災害時の安否情報を的確に収集し提供する体制を整備する。[国、道、村]
- 車両への交通情報の提供設備である光ビーコンや交通情報板、停電時の信号機機能停止を防止する信号機電源付加装置について、主要幹線道路と災害応急対策の拠点を連絡する道路等における計画的な整備のほか、平時における保守点検を推進する。[国、道]
- デマや根拠の無い情報の流布を防ぐため、災害対策本部などにおいて関係機関と報道機関の連携を図り、情報収集・発信体制の強化を促進する。[国、道、村、民間]

（外国人、観光客、高齢者等の要配慮者対策）

- 外国人への多言語支援を迅速かつ適切に行うため、災害時支援ニーズの調査や対応マニュアルの作成、民間と連携した支援体制の検討等を進めるほか、外国人を含む観光客に対する災害情報の伝達体制を強化するため、災害時にはＳＮＳ等を利用した情報発信を行うとともに、ホテルなどの観光関連施設におけるソフト面の防災対策など、災害時における外国人や観光客の安全確保に向けた取組を推進する。[国、道、村、民間]
- 災害時も含め外国人観光客等の移動の利便性を確保するため、道路案内標識の英語表記やピクトグラム表記を推進するとともに、観光地における案内表示等の多言語化を促進する。[国、道、村、民間]
- 要介護高齢者や障がい者など災害時の情報収集や避難等に支援が必要な方々に対し、それぞれの状況に応じた迅速で円滑な支援が可能となるよう、対象者名簿の作成と名簿

を活用した地域住民の支援による避難体制の整備や安否の確認など、「共助」の最大限の発揮に向け、所要の対策を推進する。[国、道、村]

（帰宅困難者対策の推進）

- 災害時における帰宅困難者対策として、多様な媒体を通じ、気象情報、道路の通行止めや交通機関の運休状況、一時避難場所等に関する情報を迅速に周知する体制を強化するとともに、民間企業との連携による帰宅困難者支援の取組を促進する。[国、道、村、民間]

（地域防災活動、防災教育の推進）

- 「地域防災マスター制度」の効果的な活用による地域防災に関する実践活動のリーダーの養成や自主防災組織の組織率の向上、教育施設等を活用した地域コミュニティの活性化など、地域防災力の強化に向けた取組を推進する。[道、村、民間]
- 防災教育を通じた「自助」の意識醸成に向け、各種教材の提供や多様な媒体を活用した情報発信を行うとともに、個人や企業、団体、大学、関係機関、NPOなどのノウハウ等を生かした連携・協働の促進を図るため、「ほっかいどう防災教育協働ネットワーク」への多様な主体の参画を推進する。[道、村、民間]
- 教育関係者や児童・生徒に対する防災意識の啓発、実践的な防災訓練の実施、体験型の防災教育など、学校における防災教育を推進する。[道、村]

《指 標》

防災訓練の実施件数

年1回程度→ 毎年実施

観光施設における無線LAN整備率

100% → 現状維持

2. 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

（物資供給等に係る連携体制の整備）

- 物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、道、村、民間企業・団体等との間で締結している応援協定について、こうした協定に基づく防災訓練に住民の参加も加えるなど平時の活動を促進し、その実効性を確保するとともに、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜実施する。[道、村、民間]
- 釧路管内8市町村防災協定により、災害時の連携も含め市町村の自主的な地域間交流を深めるための取組を促進する。[道、村、民間]
- 道路損壊、信号機滅灯等により、人命救助のための人員輸送や緊急物資輸送等に支障を来すことがないように、優先して復旧し、通行を確保すべき区間について必要な検討を進める。また、事業者に対し緊急通行車両の事前届出についての啓発を行う。[国、道、

民間]

- NPOやボランティアによる被災地支援活動の一層の充実に向け、行政、社協、ボランティア支援団体等との連携により、NPOやボランティアの受入体制の整備、防災に関する専門的なボランティアの育成等を促進するとともに、3者間で被災地での対応状況や課題についての情報共有を図る。[道、村、民間]

(非常用物資の備蓄促進)

- 大規模災害時において応急物資の供給・調達に係る広域的な対応を図るため、道内の各振興局地域内での備蓄・調達体制を強化するとともに、振興局を越えた広域での物資調達等の体制整備に取り組む。[道、村]
- 地域づくり総合交付金などの活用や民間事業者等との協定などを通じ、要配慮者向けも含めた市町村の非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取組を促進する。[道、村]
- 家庭や企業等における備蓄について、最低3日間、可能であれば1週間分の食料や飲料水、生活必需品の備蓄や非常用電源の確保が重要であり、SNS等を活用するなど、道及び村による啓発活動を強化し、各当事者の自発的な取組を促進する。[道、村、民間]
- 町内会や自治会、自主防災組織において、非常時に持ち出すには困難な物資の備蓄方法を検討するなど、地域における備蓄体制の構築を促進する。[村]

《指 標》

災害用備蓄品備蓄数

主食	3, 539食	→ 現状維持
副食	1, 344食	→ 現状維持
飲料水	1, 365ℓ	→ 現状維持

2-2 消防、警察等の被災等による救助・救急活動の停滞

(防災訓練等による救助・救急体制の強化)

- 道内の関係機関で構成する北海道防災会議による防災総合訓練をはじめ各種防災訓練を通じ、消防、警察、自衛隊をはじめとする官民の防災関係機関との連携を強化し、救助・救急活動に係る災害対応の実効性を確保する。[国、道、村、民間]

(救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備)

- 防災関係機関の災害対応能力の強化に向け、消防救急無線の更新や警察無線中継所リンク回線の高度化、警察ヘリコプター等への映像伝送システムの搭載など情報基盤の整備を推進するとともに、警察、消防機関における災害用資機材等の更新・配備を計画的に行う。[国、道、村]

2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺

（被災時の医療支援体制の強化）

- 災害時の診療所の機能を確保するため、自家発電設備や応急用医療資機材の整備などを推進する。[国、道、村、民間]

（災害時における福祉的支援）

- 災害発生時に自力避難の困難な高齢者や障がい者等が入所する社会福祉施設等の入所者の避難先確保や被災施設への人的・物的支援を円滑に実施できる体制の充実を図る。[道、村、民間]

（防疫対策）

- 災害時における感染症の発生や拡大を防ぐための消毒等を速やかに行う体制を整備するとともに、定期的な予防接種の実施や避難場所における污水対策など、災害時の防疫対策及び環境衛生を推進する。[国、道、村]

3. 行政機能の確保

3-1 道内外における行政機能の大幅な低下

（災害対策本部機能等の強化）

- 災害対策本部の機能強化に向け、地域防災計画や業務継続計画の見直し、地域防災マネージャー制度の活用などによる職員の災害対応能力の向上、本部機能の維持に必要な資機材の整備を促進する。また、地域防災の中核的な存在として、災害時の消火活動や水防活動、住民の避難誘導や災害防御に重要な役割を担う消防団の機能強化を促進する。[国、道、村]
- 災害時の防災拠点として災害対策本部機能の維持確保に不可欠な役場庁舎、消防庁舎等、行政施設の耐震化及び非常用電源設備の整備を促進するとともに、概ね72時間は非常用電源が稼働できるよう十分な燃料の備蓄を促進する。また、停電時には、外国人観光客を含む被災者に対し庁舎等を開放するなど電源の提供に努める。[国、道、村]

（行政の業務継続体制の整備）

- 業務全体を対象にした業務継続計画の整備を促進し、災害時における業務の継続体制を確保する。[道、村]
- 災害時における行政情報システム機能の維持・継続を図るため、道においては、重要システムに係るサーバーのデータセンターへの移設や具体的災害を想定した訓練など、「ICT部門の業務継続計画（ICT-BCP）」に沿った取組を計画的に進めるとともに、本村においても、ICT-BCPの策定など情報システムの機能維持のための取組を促進する。[道、村]

（広域応援・受援体制の整備）

- 他の自治体から円滑に応援職員を受け入れるため、あらかじめ依頼すべき業務等の明確化や非常時優先業務等の選定を行うなど、受援体制を構築するとともに、応援職員を派遣する場合に備え、職員の研修や応援活動に必要な事務機器等の準備を行う。〔道、村〕
- 職員の派遣に当たり、過去に派遣されたことのある職員のリストを活用するなど地域や災害の特性等を考慮し職員を選定するとともに、防災担当以外の職員に対する研修の実施など災害対応能力の向上を図る。〔道、村〕

（政府機能等のバックアップ）

- 大災害時における政府機能のバックアップについて、国の取組状況を見極めながら、バックアップに必要な受入環境の整備や誘致活動など必要な取組を推進する。〔道、村〕
- 政府や道内外の自治体が保有する行政情報のバックアップ機能を担う民間データセンターの立地促進や情報基盤の整備など、必要な取組を促進する。〔道、村〕

《指 標》

業務継続計画

令和３年度策定予定

4. ライフラインの確保

4－1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

（再生可能エネルギーの導入拡大）

- 再生可能エネルギーの導入拡大に向け、エネルギーの地産地消、エネルギー関連の実証・開発プロジェクトの誘致・集積など、関連施策を総合的に推進する。〔国、道、村、民間〕

（電力基盤等の整備）

- 災害時に自立分散型の電源として活用が可能であり、冬季には廃熱による暖房熱源としての機能を有するコージェネレーションシステムについて、防災上重要な施設等への導入を進める。〔国、道、村、民間〕
- 電力需給の安定に関する取組を着実に実施するとともに、災害発生時において停電の発生や復旧の目処などの情報を迅速に把握し、村民等へ発信するため、国や道、電気事業者等との連携強化を図る。〔国、道、村、民間〕

（石油燃料供給の確保対策）

- 停電時においても円滑に燃料供給が可能となるよう、自家発電設備を整備したＳＳの周知を行うとともに、事業者も含めた訓練を実施する。〔国、道、村、民間〕

4-2 食料の安定供給の停滞

（食料生産基盤の整備）

- 平時、災害時を問わず全国の食料供給基地として重要な役割を担う農業が、いかなる事態においても安定した食料供給機能を維持できるよう、耐震化などの防災・減災対策を含め、農地の整備を着実に推進する。[国、道、村]
- 農業の生産力を確保するため、経営安定対策や担い手確保対策、ロボット、AI、IoTの活用など持続的な農業経営に資する取組を推進する。[国、道、村]

（道産食料品の販路拡大）

- 大災害時における食料の安定供給に対応するためには、平時から十分な生産量を確保することが必要であることから、食のブランド化や高付加価値化に向けた取組等を通じ、農産物や加工食品の販路拡大を推進する。[国、道、村、民間]

《指 標》

農業算出額

74億円（過去5年間平均） ➡ 現状値以上（2025）

4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

（水道施設等の防災対策）

- 災害時においても給水機能を確保するため、配水池、配水管、浄水場など、今後の水需要などを考慮した施設の更新や維持管理などの老朽化対策を促進する。[国、道、村]
- 災害時における水道施設の機能不全に備え、緊急時給水拠点の確保や給水訓練の実施など、応急給水体制の整備を促進するとともに関係団体と締結した覚書に基づき、復旧支援等を実施する。また、水道関連団体等との連携による研修等を通じ、災害対応を担う人材の育成を行う。[国、道、村]

（農業集落排水施設等の防災対策）

- 農業集落排水施設等の耐震化、長寿命化計画等に基づく老朽化対策を計画的に行う。[国、道、村]
- 農業集落排水未整備地域における合併処理浄化槽助成を継続する。[国、道、村]

《指 標》

水道施設長寿命化計画

令和6年度策定予定

農業集落排水施設長寿命化計画

策定済み

地震対策上重要な下水管渠の地震対策実施率

0%（2018） ➡ 10%（2021）

4-4 村外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

（北海道新幹線の整備等）

- 分散型の国土形成のための基軸となる交通ネットワークであり、大災害時における陸路での高速輸送に不可欠な新幹線の札幌までの開業が可能な限り早期に実現するよう、関係機関の連携の下、財源や技術上の課題の解決に向けた取組を推進する。〔国、道、村、民間〕
- 青函共用走行区間における貨物鉄道輸送の機能性、安全性を確保しながら、新幹線の高速走行を実現するための取組を推進する。〔国、道、民間〕

（道内交通ネットワークの整備）

- 災害時における広域交通の分断を回避するため、高規格幹線道路と中心市街地を連結するアクセス道路の整備をはじめ、地域高規格道路や緊急輸送道路、避難路等の整備を計画的に推進する。〔国、道、村〕《道内・道外》

（道路施設の防災対策等）

- 道路防災総点検の結果を踏まえ、土砂崩れなど要対策箇所への対策工事について路線の重要性を勘案するとともに、現地状況等の変化により新たな対策が必要な箇所等の把握に努めるなど、計画的な整備を推進する。〔国、道〕
- 橋梁の耐震化については、緊急輸送道路や避難路上にある橋梁への対策を優先するなど計画的な整備を推進する。また、橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策について、個別施設ごとの長寿命化計画等に基づき計画的な施設の点検・診断を行い、新技術の導入を検討するとともに、施設の適切な維持管理・更新等を実施する。〔国、道〕

（空港の機能強化）

- 北海道と道外とを結ぶ航空ネットワークの拠点である新千歳空港については、防災・減災の観点に立った空港施設の改良整備のほか、輸送力の強化や代替ルートの確保のため、24時間運用の推進及びC I Q（税関・出入国管理・検疫）体制の充実、一部外国航空会社の乗り入れ制限の緩和など国際拠点空港化に向けた取組を推進する。〔国、道、村、民間〕
- 新千歳空港の被災による機能不全といった事態も想定し、道内地方空港がその代替機能を発揮できるよう、空港施設の防災対策をはじめ滑走路など基本施設の改良整備、C I Q体制の充実など、ハード・ソフト両面から地方空港の機能強化に向けた取組を推進する。〔国、道、村、民間〕
- 道内7空港一括民間委託に係る空港運営事業者等との適切な連携、役割分担のもと新たな航空路線の開設や既存路線の拡充、再開等、国際航空路線の拡大に向けた取組とともに、地方空港における道内、国内路線の維持確保に向けた取組を推進する。〔道、村、民間〕

（鉄道の機能維持・強化）

- 災害時における鉄道利用者の安全性の確保や支援物資等の輸送に必要な鉄道機能を維持するため、鉄道施設の耐震化をはじめ耐災害性の強化に向けた取組を促進する。[国、道、村、民間]
- 国、道、市町村、鉄道事業者との適切な役割分担のもと、持続的な鉄道網の確立に向け、必要な検討・取組を進める。[国、道、村、民間]

（災害時における新たな交通手段の活用）

- 大規模災害でのガソリン不足や交通渋滞の発生等により、移動手段として自転車の活用のメリットが再認識されていることから、災害時に利用可能な新たな交通手段の活用方法や被災状況の早期把握手法のあり方等について検討する。[国、道、村、民間]

《指 標》

橋梁の予防保全率（村道）

20%（2019） → 30%（2022）

5. 経済活動の機能維持

5-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

（リスク分散を重視した企業立地等の促進）

- 経済活動のリスク分散やサプライチェーンの複線化に資するため、首都圏等に所在する企業の本社機能や生産拠点の本村への移転、立地に向けた取組を促進するとともに、人材確保の支援を併せて行う。[国、道、村、民間]
- 冷涼な気候や首都圏等との同時被災の可能性が少ないといった本村の優位性を活かし、データセンター等の本村への立地を促進する。また、データセンターの集積に不可欠である強靱かつ冗長的な情報通信インフラ環境の確保に向けた検討を行う。[国、道、村、民間]

（企業の事業継続体制の強化）

- 大災害時における経済活動の継続を確保するため、中小企業に対する専門家の派遣や「北海道版BCP策定の手引き」の策定、配付、BCPセミナーの開催のほか、産業支援機関等との連携による支援などにより、道内の中小企業等における「事業継続計画」の策定を促進する。また、商工会・商工会議所が市町村と共同で策定する「事業継続力強化支援計画」の策定を促進する。[国、道、民間]

6. 二次災害の抑制

6-2 農地・森林等の被害による国土の荒廃

（森林の整備・保全）

- 大雨や地震等の災害時における土砂等の流出や表層崩壊などの山地被害を防止するため、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する。[国、道、村、民間]
- エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を推進し、自然と共生した多様な森林づくりを進める。[国、道、村、民間]

（農地等の保全管理）

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域の共同活動等による農地等の地域資源の適正な保全管理を推進する。[国、道、村]

《指 標》

村有林植栽面積	5.4ha（過去直近7ヶ年度の最高及び最低を除く5ヶ年度の平均値）
造林面積（村）	150ha（毎年） 実績（令和元年度）：175.7ha
草地更新面積	336.46ha（2019年）

7. 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

（災害廃棄物の処理体制の整備）

- 早期の復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を迅速に処理するため、災害廃棄物処理計画の策定を促進するとともに、大規模自然災害時に備え、道内外における相互協力支援体制の構築に努める。[国、道、村]

（仮設住宅など生活基盤等の迅速な確保）

- 仮設住宅用地等の用に供するものの所有者不明土地に関して、国の動向を踏まえながら、円滑な収用手续等を検討する。また、住家の被害認定調査などの業務に関し効果的な支援方法を検討する。[国、道、村]

《指 標》

災害廃棄物処理計画の策定	令和5年度策定予定
--------------	-----------

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊

（災害対応に不可欠な建設業との連携）

- 災害発生時の人命救助のための障害物の除去、道路交通の確保、パトロールなどの応急対策を効果的に実施するため、専門的な技術を有し地域事情にも精通する建設業の効果的な活用を図るなど、災害時における行政機関と建設業との連携体制を強化する。[道、村、民間]

（行政職員の活用促進）

- 災害時の復旧・復興等に関する業務を円滑に進めるため、国・道及び村の行政職員の応援・受援体制を強化する。なお、道内の被災市町村からの土木技術職員の応援要請に対しては、道と一定規模以上の道内市町村による連絡会議の枠組みを活用し、応援体制の強化を図る。[国、道、村]

（地域コミュニティ機能の維持・活性化）

- 災害時においても復旧・復興が迅速かつ円滑になされるよう、住民に対し、集落対策の先進事例の紹介や多様な主体との交流・ネットワーク構築の場を提供することにより、集落機能の維持・確保を図る取組を実施する。また、地域ぐるみの農村ツーリズムの取組を推進することにより、農村地域の活性化を図る。[国、道、村]

第5章 計画の推進管理

1 計画の推進期間等

計画期間は社会情勢の変化や「国土強靱化基本計画」及び「北海道強靱化計画」と調和を図る必要があることから、本計画の推進期間は概ね5年（令和2年から令和6年まで）とする。

また、本計画は、鶴居村の他の分野別計画における国土強靱化に関する指針として位置づけるものであることから、国土強靱化に関連する分野別計画においては、それぞれの計画の見直し及び改定時期に併せ、所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていく。

2 計画の推進方法

2-1 施策毎の推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策毎の推進管理を行うことが必要である。

このため、施策プログラムの推進に当たっては、庁内の所管課を中心に、国や北海道等との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていく。

《 施策毎の推進管理に必要な事項 》

- ・ 当該施策に関する庁内の所管課、国の関係府省庁、道の関係部局
- ・ 計画期間における施策推進の工程
- ・ 当該施策の進捗状況及び推進上の問題点
- ・ 当該年度における予算措置状況
- ・ 当該施策の推進に必要な国の施策等に関する提案・要望事項
- ・ 指標の達成状況 等

2-2 PDCAサイクルによる計画の着実な推進

計画の推進に当たっては、前項で示した各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国・道への政策提案を通じ、更なる施策推進につなげていくというPDCAサイクルを構築し、鶴居村強靱化のスパイラルアップを図っていく。

【別表】 鶴居村強靱化のための推進事業一覧

所管課名	事業名
総務課	消防防災施設整備費補助金 緊急消防援助隊設備整備費補助金 釧路北部消防事務組合負担金 役場庁舎等管理事業 行政イントラネット機器保守 総合行政システム保守 村有林造林事業 情報通信基盤設備管理 災害備蓄品整備事業
企画財政課	地方創生整備推進交付金 住宅市街地総合整備促進事業補助金＜空き家対策総合支援事業＞ 地域づくり総合交付金 ホームページ管理
住民生活課	コミュニティセンター管理 合併処理浄化槽設置補助金 釧路広域連合負担金
保健福祉課	各種予防接種助成
産業振興課	農山漁村活性化整備対策 鳥獣被害防止総合対策交付金 中山間地域等直接支払交付金 多面的機能支払交付金 林業専用道開設・管理 森林整備事業 草地改良促進事業
建設課	社会資本整備総合交付金 防災・安全交付金 営農用水施設管理 水道施設管理 農業集落排水施設管理 道路維持管理 除雪事業 防雪柵設置事業 橋梁維持管理 公営住宅・村有住宅管理
教育委員会 教育課	学校施設環境改善交付金 3 小学校・2 中学校校舎維持管理 学校体育館非構造部材耐震工事 社会体育施設維持管理